

## 嘉麻市特産品開発事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、嘉麻市の魅力を発信するため、嘉麻市産農林畜産物又は地域資源を活用した特産品の開発に資する事業（以下「特産品開発事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において嘉麻市特産品開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「特産品」とは、嘉麻市内で生産される農林畜産物又はこれを使用し加工若しくは製造されたものであって、嘉麻市の魅力の発信に寄与するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 嘉麻市の魅力の発信に寄与する特産品を開発する市内に住所を有する個人、市内に住所を有する者が構成員となる団体又は市内に事業所を有する法人であること。

(2) 市税等の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新規に特産品を開発し商品化する事業

(2) 既存の商品を改良し商品化する事業

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

(1) 特産品の開発又は改良を行うための研修、調査、試作等に要する経費

- (2) 商品のパッケージ、ラベル等の作製に要する経費
- (3) 商標登録に要する経費
- (4) 特産品の販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、特産品1品につき1回限り50万円を限度として交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特産品を開発するにあたり市長が必要と認める場合は、補助金の交付を受けて開発した特産品に限り、前項の補助金を交付した年度以降に補助金を交付するものとする。この場合において、75万円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、嘉麻市特産品開発事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して事業開始の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 個人の場合は住民票、団体の場合はその代表者の住民票、団体の規約及び構成員名簿、法人の場合は法人登記事項証明書(全部事項証明書)
- (4) 市税等に未納がないことの証明書
- (5) 既に補助金の交付を受けている場合は、嘉麻市特産品開発事業補助金交付決定通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、嘉麻市特産品開発事業審査委員会の意見を聴いたうえ、補助の可否を決定し、嘉麻市特産品開発事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(申請内容の変更承認等)

第9条 申請者は、提出した申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに、嘉麻市特産品開発事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認又は不承認を決定したときは、嘉麻市特産品開発事業補助金交付変更(承認・不承認)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助金交付の対象となった特産品開発事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに、嘉麻市特産品開発事業補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を精査し、補助金の額の確定したときは、嘉麻市特産品開発事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により補助金交付確定通知書を受けた者は、嘉麻市特産品開発事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業計画を中止したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 目的に反する行為があったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

(帳簿及び関係書類の整備並びに保管)

第14条 申請者は、補助金の対象となった特産品開発事業について、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備するとともに、これらの帳簿及び書類を交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(公表)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象事業の実施状況及びその結果の公表を求めることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市特産品開発事業補助金交付規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。